

前回審議会における議事に関する補足説明

1 県が締結する契約に関する条例の対象となる県契約について

県契約の定義

知事部局（出先機関を含む）、議会及び委員会における契約（＝知事が締結する契約）と医療局及び企業局における契約（地方公共団体を代表して公営企業管理者が締結する契約）を指す。

- 地方自治法の規定により、予算の執行権は普通地方公共団体の長に専属するものであり、議会及び委員会又は委員は予算執行権を有さないこととなっている。（参考条文：地方自治法第149条第2号、第180条の6第1号）
- 公営企業に関しては、地方公営企業法第8条に、「管理者は、（中略）地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。」と規定されているほか、同法第9条第8号に管理者の担任する事務として、「契約を結ぶこと。」が規定されている。

	契約の分類	県の組織	根拠法令
県の契約	知事が締結する契約	1 本庁 (1) 知事部局等 秘書広報室、総務部、政策地域部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、復興局、国体・障がい者スポーツ大会局 (2) 出納局	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第149条第2号 ・岩手県知事部局行政組織規則 ・岩手県事務委任及び代決専決規則
		2 出先機関 (1) 広域振興局 (2) 広域振興局以外の出先機関	
	公営企業管理者が締結する契約	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育委員会事務局等 2 人事委員会事務局 3 監査委員事務局 4 警察本部等 5 労働委員会事務局 6 議会事務局 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第180条の6第1号 ・知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程第2条第2号 ・議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程第2条第2号
		<ul style="list-style-type: none"> 1 医療局 2 企業局 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法第9条第8号

2 県が締結する契約に関する条例の推進体制

岩手県契約審議会（第三者機関）

※設置根拠：県契約条例第9条

【所掌】 次の事項等を審議

- ① 県契約条例による県の契約に関する取組（第6条）の基本的な方向性
- ② 県契約条例施行のための規則案（特定県契約に関する措置（第8条等））

【事務局】

雇用対策・労働室

基本的な方向性

具体的な検討

県契約条例推進会議

【座長】 雇用対策・労働室長

【構成】 本庁各部局等の主管室課、幹事会構成室課

- ① 条例の目的を達成するための総合的な施策（条例第6条～第8条）及びその具体的な運用等についての協議
- ② 情報共有（審議会意見・条例運用状況等）、各種照会 他

県契約条例推進会議幹事会

【幹事長】 雇用対策・労働室労働課長

【構成】 総務部総務室、総務部管財課、県土整備部建設技術振興課、出納局管理担当・指導審査担当

施策（条例第6条～第8条）の推進に必要な事項の調査及び検討等

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会（第三者機関）

※設置根拠：適正化委員会条例第1条

【所掌】（県契約審議会による方向性を踏まえ、）県営建設工事に係る制度について具体的な検討等

【各契約制度の所管】

分野 (所管部署)	物品購入 (出納局)	役務の提供 (出納局)	指定管理 (管財課)	業務委託			県営建設工事 (総務室・建設技術振興課)		
				庁舎管理 (管財課)	建設関連 (建設技術振興課)	その他 (出納局)			
所掌	入札参加資格者審査方法の改善等	各部局への指導	指定管理ガイドラインの改訂等	入札参加資格者審査方法の改善等	総合評価落札方式、入札参加資格者審査方法の改善等	各部局への指導	入札参加資格者審査方法の改善等	総合評価落札方式等の改善等	
庁内組織 (所管部署)	物品調達審議委員会 (出納局)		公の施設所管課等による協議	管財主管課等による協議	各発注所管部局での検討		建設委員会 (建設技術振興課)	総合評価落札方式競争入札検証委員会 (総務室)	入札制度改善等検討委員会 (総務室)

※ 県契約審議会による意見（基本的な方向性）を踏まえ、県契約条例推進会議及び幹事会を通じ、各契約制度等を所管する室課において、必要に応じ既存の第三者機関の審議等を経て、具体的な検討等を行うものとする。